

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

### 公告

- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………(都市整備局市街地建築部調整課) ……一
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課) ……一
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同) ……二
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同) ……二
- 特例認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(同) ……二
- ……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同) ……三

### 告示

#### ● 東京都告示第六百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第十二項ただし書の規定による許可申請があったので、同

条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成三十一年四月十七日

東京都知事 小池 百合子

平成三十一年四月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成三十一年四月二十五日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎三階都市整備局市街地建築部調整課  
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 中央区京橋二丁目十六番一号  
所氏名 清水建設株式会社

建築敷地 東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業四一街区仮換地符号豊六九一の一の一部  
地域地区 工業地域、防火地域及び豊洲地区地区計画等

申請の概要

工事種別 新築  
及び用途 ホテル、飲食店舗、物販店舗及び附属自動車庫

敷地面積 約八、三四二平方メートル  
建築面積 約四、八一四平方メートル

(二)

延べ面積 約三二、〇〇〇平方メートル  
構造及び階数 鉄骨造 地上十四階  
高さ 六五・五九メートル  
適用条文 建築基準法第四十八条第十二項ただし書

建築主住 港区芝浦三丁目九番十四号  
所氏名 学校法人芝浦工業大学  
建築敷地 江東区豊洲三丁目一番三十五  
地域地区 工業地域、防火地域及び豊洲二・三丁目地区地区計画  
等 既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 大学 増築  
及び用途 大学  
敷地面積 約三〇、〇〇一平方メートル 増減なし

建築面積 約九、〇五七平方メートル 約四、四三一平方メートル  
延べ面積 約六二、五三七平方メートル 約四四、五九三平方メートル  
構造及び階数 鉄骨造ほか 鉄骨造一部鉄骨鉄筋  
地上十四階地下一階 コンクリート造  
高さ 六七・五〇メートル 六七・五〇メートル  
適用条文 建築基準法第四十八条第十二項ただし書

### 公告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証  
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九

<p>一 名称 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>平成三十一年四月十七日</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p>	<p>二 代表者の氏名 中田 建一郎</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区南青山一丁目十五番十九号 グランドメゾン乃木坂二〇四号室</p> <p>四 認証年月日 平成三十年九月十九日</p> <p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p>	<p>条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十一年四月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 名称 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>平成三十一年四月十七日</p> <p>特定非営利活動法人高麗博物館</p> <p>代表者の氏名 村野 繁</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都新宿区大久保一丁目十二番一号 第二韓国広場</p>	<p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十一年四月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会</p> <p>二 代表者の氏名 鈴木 純治</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南三丁目八番十号 川内ビル十階</p>
<p>一 名称 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>平成三十一年四月十七日</p> <p>特定非営利活動法人エク・プロジェクト</p> <p>代表者の氏名 勝村 務</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都文京区向丘二丁目三番一―三〇一号</p>	<p>特例認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十一年四月十七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>ビル</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構</p> <p>二 代表者の氏名 米倉 弘昌</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番九号</p>

開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年四月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 許可を受けた者の住所及び氏名

西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目十一番五十七、同番五十九から同番七十まで、同番七十二及び同番七十三  
 昭島市緑町二丁目八番十六号  
 越前 立子

立川市砂川町五丁目一番地の一  
 株式会社カオルコーポレーション  
 代表取締役 市川 雄二

あきる野市野辺字川原千二百五十五番三の一部、同番五、同番九、千二百五十八番一の一部、同番七、千二百八十七番二の一部、千三百番二、同番三並びに同番七及び同番八の各一部、同番九から同番十一まで、千三百二十三番三並びに千三百二十四番二

埼玉県所沢市旭町四番九号  
 株式会社丸正建設  
 代表取締役 添野 一英

東大和市芋窪三丁目千六百五十五番一、同番一地先、同番五、千六百五十七番三、同番四、千六百五十八番及び千六百六十二番イ  
 昭島市宮沢町上ノ原四百九十五番八  
 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎二千三百十八番地  
 株式会社武蔵野不動産  
 代表取締役 中村 潤

大規模小売店舗立地法に基づき廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六

条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ケーズデンキ横浜町田インター店  
 二 店舗所在地 町田市鶴間三丁目十四番地一  
 三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス  
 四 店舗面積の合計 平成三十一年二月十七日  
 が千平方メートル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物(高層棟)  
 二 店舗所在地 港区虎ノ門一丁目二百番一  
 三 設置者名 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合  
 四 意見  
 ア 聴取者 港区長  
 イ 概要 意見なし  
 ウ 收受日 平成三十一年四月二日  
 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十一年四月十七日から同年五月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 渋谷スクランブルスクエア

二 店舗所在地 渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号

三 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか二名

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成三十一年四月四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十一年四月十七日から同年五月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

